

別紙2 リスク分担保表（案）

項目	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担保		
			市	PFI事業者	
共通	入札説明書等、公募書類リスク	入札説明書の誤りによるもの	●		
		市の事由による内容の変更によるもの	●		
	入札参加リスク	入札参加費用に関するもの		●	
	契約締結リスク	市の責に帰すべき事由により契約が結べない場合	●		
		事業者の事由により契約が結べない場合		●	
社会リスク	法制度変更リスク	法制度の新設・変更に関するもの（本事業に直接関連する法令変更）	●		
		法制度の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）		●	
	許認可リスク	事業に直接影響を及ぼす許認可の新設・変更によるもの	●		
		上記以外の許認可に関するもの		●	
		市が取得すべき許認可の遅延によるもの	●		
		事業者が取得すべき許認可の遅延によるもの		●	
	税制度リスク	事業に直接関係する税制度の新設・変更によるもの	●		
		法人の利益に課される税制度の変更によるもの		●	
		消費税の変更によるもの	●		
		その他の税制度の新設・変更によるもの		●	
	政治関連リスク	政策の変更によるもの	●		
		議会承認に関するリスク	市の事由によるもの	●	
			事業者の事由によるもの		●
	住民問題リスク	施設の建設自体に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	●		
		市の責に帰すべき事由による調査・設計・工事及び運営・維持管理に係る住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	●		
		上記以外の調査・設計・工事及び運営・維持管理に係る住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの		●	
	環境問題リスク	事業者が行う業務に起因する環境問題（有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気等）に関するもの		●	
		地盤沈下に関するもの（自然災害によるものを除く）		●	
	第三者賠償リスク	設計・建設業務に起因する騒音、振動、地盤沈下等に関するもの		●	
		維持管理・運営業務に起因する騒音、振動等に関するもの		●	
		施設の瑕疵による事故によるもの		●	
		施設の劣化及び維持管理の不備による事故によるもの		●	
		市の責に帰すべき事由によるもの	●		
債務不履行リスク	事業者の責によるもの	事業者の事業放棄・破綻や契約違反・債務不履行によるもの		●	
		事業者が提供するサービスの品質・利用しやすさが一定のレベルを下回った場合		●	
		無許可での事業者の交代又は義務の違反		●	
	公共の責によるもの	市の債務不履行	●		
不可抗力リスク		戦争・内乱・軍事紛争	●	▲	
		台風、風水害、地震その他の自然災害・第三者の行為（予測不可能なもの）	●	▲	
資金調達リスク		事業者が必要な資金を調達できない場合		●	
		市が必要な資金を調達できない場合	●		
金利変動リスク		基準金利確定前の金利変動によるもの	●		
		基準金利確定後の金利変動によるもの		●	
物価変動リスク		インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減（一定の範囲内）		●	
		インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減（一定の範囲を超えた部分）	●		

項目	リスクの種類		リスクの内容	リスク分担	
				市	PFI事業者
計画・設計段階	計画・設計リスク		市の提示条件、指示の不備・変更によるもの	●	
			上記以外の事由に起因するもの		●
	測量・調査リスク		市が実施した測量・調査に関するもの	●	
			事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
	用地リスク	土壌汚染リスク	建設予定地の土壌汚染によるもの	●	
		地質障害・地中障害物リスク	地中障害物が発見された場合	●	
			市が事前に公表した資料に明示されているもの		●
	埋蔵文化財発見リスク	埋蔵文化財が発見された場合	●		
建設段階	工事リスク	工事遅延リスク	市の責に帰すべき事由に起因する工事完了の遅延	●	
			上記以外の事由に起因する工事完了の遅延		●
		工事監理リスク	事業者の工事内容の確認誤り等により生じる増加費用及び損害		●
	工事費増大リスク		市の指示による工事費の増大・予算超過	●	
			上記以外の工事費の増大・予算超過		●
		性能リスク	要求水準未達（施工不良含む）		●
		施設損傷リスク	引渡し前に工事目的物や材料等、関連工事に関して生じた損害		●
	性能変更リスク	建設中に市の意向で仕様、性能要件が変更されることによる遅延、コストの発生	●		
		事業者の提案による仕様の変更によるもの		●	
維持管理・運営段階	事業内容変更リスク		市の責に帰する事業内容等の変更によるもの	●	
			事業者の責に帰する事業内容等の変更によるもの		●
	施設損傷リスク		劣化による損傷		●
			事業者の維持管理業務に起因する事故、火災等による施設の損傷		●
			市の責による事故、火災等による施設の損傷	●	
			第三者の責による事故、火災等による施設の損傷	▲	●
	施設瑕疵リスク		使用開始後2年以内（ただし事業者が故意・重過失がある場合は10年以内）に瑕疵が見つかった場合		●
			使用開始後3年目以降に瑕疵が見つかった場合（ただし経年劣化と認められるものは除く）	●	
	性能リスク		要求水準未達		●
	維持管理・運営費増大リスク		市の責に帰すべき事由による維持管理・運営費の増大	●	
			上記以外の要因による維持管理・運営費の増大		●
	需要の変動リスク	利用料金収入	市の事由による事業内容、用途変更等に起因する収入に関するもの	●	
			上記以外の事由に関するもの		●
運営リスク	運営業務全般	利用者（参加者）の事故		●	
		苦情やトラブル等への対応		●	
	SC醸成・向上業務	市が実施するSCの醸成・向上に影響する政策・取組等によりSC醸成・向上業務に関する成果の測定が困難となった場合におけるSC醸成・向上業務の事業者の収入に関するもの	●		
		上記以外の事由によるSC醸成・向上業務の事業者の収入に関するもの		●	
移管段階	移管リスク	施設の性能確保リスク	事業期間終了時における要求水準の保持		●
		移管手続きリスク	事業の終了手続きに関する諸費用の発生		●
			事業者の清算手続きに伴う損益等		●